- 中国で製品を販売される方へ -

中国「消費者権益保護法」の改正について

中国で制定されている「消費者権益保護法」が改正され、2014年3月15日より施行されます。

1993年10月31日:制定 → 2009年8月27日:第一回改正 → 2013年10月25日:第二回改正(2014年3月15日施行)

「消費者権益保護法」とは?

消費者の権益保護、社会経済の秩序の安定維持、社会主義市場経済の健全な発展を目的に制定された法律です。消費者の人身、財産の安全、知る権利、公平な取引、賠償請求などの権利を保障するもので、事業者が商品やサービスを提供する際は必ず遵守しなければならない法律です。

主な改正内容

- ① リコールなどの義務化
- ② 7日以内の返品が可能に(三包※ 規定の拡大)
- ③ 通販のクーリングオフを規定
- ④ 個人情報保護を義務化
- ⑤ 行政による抜取り検査、検査結果の公開の義務を規定
- ⑥ ネット取引プラットフォーム提供者の義務を規定
- ⑦ 罰則の強化

※三包(サンパオ)は"包修、包换、包退"(修理、交換、返品の保証)の略称です。

*主な改正内容を抜粋したもので、今回の改正を全て網羅するものではありません。

今回の改正により、事業者への義務、罰則が強化されました。

抜取り検査での不合格や消費者への誤解を回避するためには、中国の国家標準や業界標準など 関連する標準の熟知、遵守が不可欠です。特に、表示においては、詐欺行為の意図がなくても、 日中の規定の相違点を十分に把握していないために、消費者に誤解を与える表示をしてしまう ケースが発生していますので、注意が必要です。

ボーケンでは中国の標準に基づいた試験の実施、抜取り検査状況の調査・分析報告など、お客様の中国内販における品質管理に不可欠なサービスを提供させていただいておりますので、ぜひご活用ください。

海外での販売をお考えの皆さまへ

この度ボーケンでは従来の中国・台湾・韓国に加え、ASEAN・欧米などにおける内販情報についても調査し、 皆さまにお役立ていただけるよう、新たに『海外『サーチ&アドバイザリー室(海外R&A室)』を設置いたしました!!

- 東京と大阪に設置>> 東京(祖父江(マーシネミ)) TEL:03-5669-1403 大阪(木村) TEL:06-6762-5885

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

国内 東京 業務部 (担当:祖父江、袁) TEL:03-5669-1403/FAX:03-5669-1404 大阪 業務部 (担当:中山、張、奥) TEL:06-6762-5885/FAX:06-6762-5905

ボーケンは 2013製品安全対策優良企業の 「特別賞」に選ばれました

2013 製品安全対策優良企業表彰

海外

上海浦西試験センター (担当:山内、張明敏(日本語可)) TEL:(86)21-5283-0011 / FAX:(86)21-5283-6061 「特別賞」に選ばれました (86)21-6264-0055